

財団法人中東調査会
理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事、監事及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

附則

この規程は、平成23年5月20日から施行する。